

第5次瑞浪市障害者計画の事業進捗評価(令和7年度実績)

1 評価の目的と見方

第5次瑞浪市障害者計画は、令和6年度から令和11年度までの6年間を計画期間とし、「障がいのある人をはじめ誰もが、地域とともに生き、ともに支え、ともに参画できるまち」を基本理念として、5つの基本目標と18の基本施策を定めています。

本資料は、庁内関係課の進捗管理結果及び令和7年度までの関連実績を基に、計画2年目の進捗を基本目標ごとに整理し、今後重点的に取り組む事項を確認するものです。

評価対象	第5次瑞浪市障害者計画に位置付けた5つの基本目標・18の基本施策
評価時点	令和7年度実績(計画2年目)
評価方法	関係課の自己評価、事業実績、障害福祉計画・障害児福祉計画の関連指標を総合して整理
評価の視点	①取組の実施状況 ②事業効果 ③継続課題 ④次年度以降の方向性
評価項目	A:達成(100点) B:ほぼ達成(75点) C:概ね達成(50点) D:達成半ば(25点) E:不十分(0点)

2 計画全体の進捗概要

平均点 51.4点

全体としてCが最も多く、続いてB、D、Aの順で、Eが最も少ない結果となりました。

「基本目標2 療育・保育・教育の連携・充実」が最も高く、次いで「基本目標 4 生活支援体制の充実」、「基本目標 1 相互理解と支え合う意識の醸成」の順で、「基本目標3 就労や生きがいづくりの充実」が最も低い状況です。

基本目標	A	B	C	D	E	平均点
基本目標 1 相互理解と支え合う意識の醸成【共生意識】	2	3	12	7	0	50.0
基本目標 2 療育・保育・教育の連携・充実【療育支援】	1	6	11	1	1	56.3
基本目標 3 就労や生きがいづくりの充実【就労支援・余暇活動】	2	0	11	4	2	44.7
基本目標 4 生活支援体制の充実【生活支援】	2	13	12	9	0	55.6
基本目標 5 安全・安心のまちづくり【環境整備】	1	6	14	6	2	48.3
合計	8	28	60	27	5	51.4

3 各基本目標の進捗状況と課題等

(1)基本目標1 相互理解と支え合う意識の醸成【共生意識】

平均点 50.0点

Cが最も多く、続いてD、Bの順となっています。

障がいへの理解促進、権利擁護・差別解消、地域交流・社会参加の各施策が継続的に実施されています。今後は、制度周知にとどまらず、障がいのある人となない人が地域で日常的に関わる機会を創出し、共生意識の定着につなげることが重要です。

基本施策	A	B	C	D	E	主な進捗・実績	今後の課題・方向性
(1)広報・啓発の推進	1	1	3	2	0	理解促進研修・啓発事業及び自発的活動支援事業を継続して実施しています。広報、啓発行事等を通じ、障がい特性や合理的配慮への理解を促進しています。障がい者雇用推進のため、関係機関との情報共有を行いました。	啓発資料の配布にとどまらず、学校、地域、事業所等での体験・交流型の取組を充実する必要があります。障がい者が安心して働き続けられるよう、企業への働きかけを行う必要があります。
(2)差別解消・権利擁護の推進	0	0	1	3	0	相談窓口の周知、成年後見制度利用支援、虐待防止及び差別解消に関する相談対応を継続しています。成年後見制度利用支援事業の実利用者数は令和7年度3人です。	障害者差別解消法、障害者虐待防止法などの周知促進、市職員向けの「障がいのある方への配慮マニュアル」の見直しが必要です。
(3)福祉教育の推進	1	0	3	0	0	コミュニティ・スクールを活用した福祉学習、社会福祉協議会の福祉事業の参加の機会を設けています。小中学校と特別支援学校との居住地校交流、校内での通常学級と特別支援学級との交流により、相互理解を深めています。	引き続き障がいに対する気づきの機会を増やし、理解につなげます。障がい者が地域住民・高齢者・子どもと交流する場の確保が必要です。
(4)地域福祉活動、ボランティア活動の推進	0	2	5	2	0	関係団体の活動を支援し、地域での見守り・支え合いの体制づくりの推進、支援を必要とする人とボランティア活動をしたい人とのマッチング、ボランティア養成講座等の参加啓発を行っています。	引き続き関係団体への活動支援が必要です。高齢化等によりボランティアが減少しており、地域課題やニーズに応じた講座等、地域の担い手確保の取組みを進める必要があります。
合 計	2	3	12	7	0		

(1)基本目標2 療育・保育・教育の連携・充実【療育支援】

平均点 56.3点

Cが最も多く、続いてBが多くなっています。

保育・教育・福祉・医療の関係者連携による、切れ目のない支援体制の質を高める段階にあります。引き続きインクルーシブ教育を推進するとともに、重症心身障がい児、医療的ケア児への支援強化についても検討していく必要があります。

基本施策	A	B	C	D	E	主な進捗・実績	今後の課題・方向性
(1)早期療育と療育支援体制の充実	0	2	2	0	0	乳幼児健診、発達相談、子ども発達支援センター等を通じ、発達に支援が必要な子どもの早期把握と保護者支援を行っています。保健センターの健診事業や園生活における相談を通じて、発達支援センターの療育相談へつながる体制ができています。また臨床心理士による未就園児の保護者相談を行い、発達に関する不安や悩みへの早期対応を図りました。発達支援センター職員が学校、園を訪問し連携を図りながら継続的な支援を行っています。	支援方法の相談・指導を必要とする児童、園児が増加傾向にあります。引き続き発達等に課題のある子どもへの支援が途切れないよう、園、学校、関係機関との連携を強化し、切れ目のない支援体制の推進を図ります。
(2)インクルーシブ教育の推進	1	3	5	0	0	発達に課題がある園児・児童・生徒へ加配保育士・学業支援員を配置しています。特別支援コーディネーターを中心に、本人・保護者支援の充実、療育機関との連携による支援体制の強化、障がいの特性に配慮した保育・教育環境の提供を進めています。定期的な研修や事例検討会等により、職員の資質向上を図っています。	支援を必要とする児や日本語が理解できない外国籍の子どもが増加傾向にある中、時短勤務の保育士も多く、勤務時間の確保が困難であることから、より適切な保育士配置が課題となっています。
(3)障がい児サービスの充実	0	1	4	1	1	サービス提供事業所等との情報交換を行い、ニーズの把握に努めています。障がい児の支援員等を加配している放課後児童クラブへ補助金を交付し、研修の機会を提供しました。特別支援学校の意見交流会に参加し、学校・保護者等との情報共有を行い、市障害福祉サービスについて説明しています。市外事業所を活用して、重症心身障がい児の受け入れ体制を整えました。	身近な地域での療育を希望し市内事業所が増えることを望む声も多い状況です。障がい児の居宅での児童発達支援を行う居宅訪問型児童発達支援の実施に向けての体制づくりについては、利用希望がなく、体制づくりに向けて動いていません。市内事業所では重症心身障がい児及び医療的ケア児の受け入れ体制が整えられていません。
合 計	1	6	11	1	1		

(3)基本目標3 就労や生きがいづくりの充実【就労支援・余暇活動】

平均点 44.7点

Cが最も多く、続いてDが多くなっています。

就労支援の充実に課題がある状況です。関係機関との連携により、多様な社会参加を支える取組を行う必要があります。文化芸術・スポーツ・レクリエーション活動については、引き続き障がい者にとって参加しやすい環境づくりを進めます。

基本施策	A	B	C	D	E	主な進捗・実績	今後の課題・方向性
(1)障がい者雇用の啓発と就労支援の充実	1	0	3	3	1	ハローワークや障害者就業・生活支援センター等関係機関と連携し、障がいの特性に対する理解を深めるための啓発を行い、障がい者雇用の促進を図っています。市職員おける障がい者の雇用率は、法定雇用率を上回っています。	就職後の職場定着支援、企業側の障がい理解、合理的配慮、職場開拓を一体的に進める必要があります。障がいの特性と能力に応じた多くの就職先・実習先の確保に等に向け、ハローワークや商工会議所等と連携方法の検討が必要です。
(2)福祉的就労の確保	0	0	4	1	0	福祉的就労にかかる相談者へ制度や事業所を案内しています。また、地域総合支援協議会(就労部会)にて、福祉的就労の課題等を共有しています。優先調達推進法に基づく市の積極的な調達を行っています。障害者週間に合わせた市役所ロビーにおける就労事業所の展示・販売会を開催しています。農福連携推進研修会にて、農福双方の課題である就労先の確保や工賃向上という双方の課題を共有しました。	令和6年度の調達実績額が前年度より減額したため、調達実績の増額に至るように、推進強化に努めます。農福双方の課題解決に向けた具体的な取り組みができるよう、農福連携に取り組む団体個々との連絡調整、取り組みの検討が必要です。
(3)文化芸術・スポーツ・レクリエーション活動の推進	1	0	4	0	1	誰もが気軽に参加できる生涯学習講座を企画・実施しました。講演会等のイベント開催時に車椅子が必要な方へ車椅子の貸出や会場誘導等の補助を行いました。市民図書館では、点字資料、視聴覚資料、大活字本等バリアフリー資料の充実を図りました。	引き続き情報不足、移動手段、介助者確保等の参加障壁を減らし、身近な地域で選べる活動を増やす必要があります。観光パンフレットへのバリアフリー情報掲載向け、観光協会と連携し情報収集を行う必要があります。
合 計	2	0	11	4	2		

(4) 基本目標4 生活支援体制の充実【生活支援】

平均点 55.6点

Cが最も多く、続いてBが多くなっています。

障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業は継続して提供されています。一方、事業所や相談支援専門員の不足、緊急時支援など、地域生活支援拠点の機能拡充が必要です。

基本施策	A	B	C	D	E	主な進捗・実績	今後の課題・方向性
(1)相談支援体制の充実と人材育成	0	3	1	2	0	東濃5市の共同委託、東濃基幹相談支援センター、地域総合支援協議会の専門部会を通じ、専門的助言、人材育成、関係機関連携、個別事例の検証を実施しています。各種障害者手帳の申請等に関するホームページを新規作成し、情報発信に努めました。また、市広報誌に障がい者相談支援事業等に関する記事を掲載しました。	年々、相談内容が複雑化し、相談員の負担感が増えています。担い手確保、圏域連携の強化等が必要です。「にも包括」に関する取組状況等を関係機関と共有していますが、精神疾患による長期入院患者の地域生活に特化した十分な協議には至っていません。
(2)障害福祉サービスの充実	0	4	3	5	0	日中活動、生活支援サービス確保のため、市独自事業として障がい者デイサービスセンターを運営しています。市窓口の手話通訳者の配置、手話通訳者の派遣を行っています。日中一時支援事業の利用上限時間を柔軟に決定し、家族の負担軽減に努めました。	医療的ケア児者や強度行動障がいのある方を受入可能な事業所が不足しています。市内及び近隣の障害福祉サービス事業所数は不十分な状況です。医療型の短期入所、自立生活援助、共生型サービスの需要に対する充足度の把握、障害福祉サービス事業所の第三者評価事業の利用促進が必要です。
(3)保健・医療サービスの充実	2	4	3	1	0	妊婦健康診査費用の公費負担、保険診療分の自己負担額助成を行っています。理学療法・作業療法・音楽療法による機能訓練事業を行っています。精神疾患への理解促進のため、保健所や関係機関と連携し、健康相談の実施等を行いました。	障がい者がより身近な地域で必要な医療を受けられるよう、医療体制の情報収集・情報提供が必要です。市ホームページ等を活用して、自立支援医療の利用に至っていない方に対する啓発を行っていきます。「にも包括」における関係機関の具体的な役割を明瞭化していく必要があります。
(4)親なき後の支援体制の構築	0	2	5	1	0	地域生活支援拠点は面的整備が完了したため、機能の拡充に努めています。成年後見制度の安定的な実施のため、成年後見制度利用支援事業における報酬助成の上限額を引き上げます。市広報誌にて障害者虐待防止法にかかる通報義務等について掲載し、周知に努めました。	地域生活支援拠点については、未登録の事業所に登録を促すと共に、「緊急時の受入れ・対応」以外の機能の拡充に向けた取り組みを行う必要があります。関係機関と連携し支援体制の強化が必要です。
合 計	2	13	12	9	0		

(5) 基本目標5 安全・安心のまちづくり【環境整備】

平均点 48.3点

Cが最も多く、続いてB、Dが多くなっています。

公共施設等のバリアフリー化、防災・防犯、移動支援、情報アクセシビリティに関する取組は継続されていますが、災害時の個別支援、移動手段、地域の支援者確保など、関係部局・地域と連携して具体化すべき課題が残っています。

基本施策	A	B	C	D	E	主な進捗・実績	今後の課題・方向性
(1)生活環境の整備	0	0	4	1	0	公共施設のバリアフリー化、安全な道路整備に配慮しています。いきいき住宅改修事業、日常生活用具給付事業により障がい者が生活する居宅のバリアフリー化を促進しています。	外出しやすい環境整備のため、市内公共施設における障がい者用トイレの有無等のバリアフリー情報の提供に向け、情報の集約を行う必要があります。
(2)情報取得や意思疎通の支援	1	1	2	2	0	音訳ボランティアの協力のもと、「広報みずなみ音声版」を毎号作成し、希望者に音声データを配布するとともに、市ホームページに掲載しました。「広報みずなみ音声版」について、手帳交付時に案内チラシを配付しています。手話奉仕員養成講座は、瑞浪市版の簡易講座を開催し参加者が増加しました。	引き続き情報取得、意思疎通の支援を行います。障がいの特性に配慮した情報提供ができるよう、職員に対して周知が必要です。
(3)外出時の移動支援	0	3	1	2	0	移動にかかる助成制度、割引制度の周知を行っています。各種アンケート等でニーズ把握に努めています。	困難を抱えた方からの訴えに真摯に耳を傾け、より利用し易い制度の構築に努める必要があります。引き続き、アンケート調査や地元要望等により利用者のニーズの把握に努め、障がい者等による要望にきめ細かく対応できるよう、検討が必要です。
(4)防災・防犯体制の整備	0	2	7	1	2	民生委員・児童委員、福祉委員等との連携により、地域の見守り活動を行っています。また、消費者安全確保地域協議会(見守りネットワーク)にて関係者の情報共有を行っています。避難行動要支援名簿を配布更新し、災害時の支援体制を整えています。指定福祉避難所は1施設、福祉避難所とし協定締結している施設は6施設です。	要配慮者を含めた地域住民の避難について、検討できる訓練を継続して行う必要があります。個別避難計画の策定を進め、障がい者等への防災訓練参加意欲の高揚を図ります。災害時、関係部署がどのような体制、動きをするのか把握し、連携体制について確認します。
合 計	1	6	14	6	2		